自己破産なんて必要ない!!

債務整理はもっと必要ない！！

自己破産や債務整理をせずに、あなた自身で借金を100%合法に解決する方法

【自己破産させない本舗】

【推奨環境】
このレポート上に書かれているURLはクリックできます。できない場合は最新のAdobeReaderをダウンロードしてください。（無料）
http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html

【著作権について】
このレポートは著作権法で保護されている著作物です。

下記の点にご注意戴きご利用下さい。

このレポートの著作権は自己破産させない本舗に属します。

著作権者の許可なく、このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このレポートの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、この商材の全部
又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。
著作権等違反の行為を行った時、その他不法行為に該当する行為を行った時は、関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず法的手段による解決を行う場合があります。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。

著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がありましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このレポートを利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

目次

- はじめに
（P1−4）
- 第1章　時効について
（P5−9）
- 第2章　融資は投資
（P10−11）
- 第3章　債務整理の歪んだ真実
（P12−19）
- 第4章　具体的行動
（P20−33）
- さいごに
（P34）

------はじめに------

皆さま、はじめまして。

【自己破産させない本舗】の MASTER チャーリーこと、小川と申します。

この度はマニュアルをご購入いただき誠にありがとうございます。

まずはじめに、結論から申し上げます。

このマニュアルを手に取ったあなたは、
少なからず借金があるものと思われます。

そんなあなたは、平時と有事では取るべき行動を変えなければいけないという事です。

平時は、借りたお金ですから、
道義的責任として返済するのが当たり前です。

でも、人は（特に自身で事業を手掛けてる方は）図らずも有事に陥る事があります。

かつての私もそうでした。

脱サラして事業は順調に推移するものと思いきや、
ふとした事から借金が膨らみ、返済が困難になりました。

その時に、優先順位を考え、切るべきものは切る決断をしました。

事業をされてる方は、
家族や従業員をまず優先しなければいけません。

しかしながら、世の中にはそれを優先させず、
金融機関への返済や税金を納める事を優先させる方が散見されます。

順番が違いますよね。

まず、有事には「しかるべきところに払わない決断をする」という事です。

借入金に時効がある、税金に時効があるのをご存知ですか？
時効は法的措置です。

これを知らない弁護士は皆無といっていいでしょう。

でも TVCM や電車の広告でそれを謳っている弁護士事務所はありません。

私は現在も帳面上は借金を約 1 億円抱えている多重債務者です。

多重債務者ですが自己破産をしていません。

自己破産をしていませんのでクレジットカードは現在も使っています。

4 年前まで返済の為に毎月元金と利息を合わせて 100 万円近い支出がありましたが現在は 5 千円です。

劇的に資金繰りが良くなりました。

社長歴は 7 年目の 46 歳。

その経験をもとに法人個人を問わず債務や資金繰りに苦しんでいる方の相談に乗ってます。

平成 23 年、今の知識を得る前に、私は破産をする為に弁護士のところに駆け込んだ事があります。

地元の弁護士には 120 万円、東京の弁護士には 150 万円かかると言われました。

当時の私には最後の 60 万円しかありませんでした。

破産申請など書類を数枚書くだけです。

その上、その 2 人の弁護士からは、時効の教えはもらっていません。

のちに、違うルートから時効を知る事なり、
債務者に有利な情報を教えない法律弁護士は債務者の相談相手ではない、と強く思い、
法律の本当の事だけをお話ししています。

私は破産すらできなかった人間です。

無一文で破産はできません。

家族を持つ私に、反社会的行為や違法行為などは出来ません。

法律と金融システムの両方をご理解いただくと、
自ずと答えは出て来ます。

どちらか片方ではダメです。

このマニュアルではあなたに両方ご理解いただきます。

2016 年度、国内自己破産申請件数が 64,637 件、
そのうち本当に破産しか手立てのなかった人は私の見立てではその 1 割以下です。

破産させることが弁護士の大きな収入源であることを考えると、
時効を教えない事も辻褄が合うでしょう。

我々は破産で得られる唯一のメリットを破産させずに与え、
破産で得てしまう多くのデメリットを解除する事ができます。

その為にこのマニュアルであなたに知っていただく事が大切なのです。

2016 年度国内総自殺者数 21,764 人、死を覚悟し見事死に切った方がこの数であり、
これを既遂者と呼び、未遂者はこの 24.6 倍、年間約 53.5 万人が 1 年間に自殺を意識する社会状況下で、
統計上その中の約 4 割がお金絡み。。。1 年間に 20 万人以上の方々が私達の知識を知る事によって死を選択しなくて済むのです。
私はこのマニュアルであなたに「借りた金を返すな」と言いたいのではありません。

「優先順位を考えていただきたい」と申し上げたいんです。

図らずも資金繰りが逼迫してしまった時に皆様方が本当に喜ばせたいのは債権者なのでしょうか？家族や従業員なのでしょうか？

債権者を喜ばせたい方は破産したらいいでしょう。

私は家族や従業員を優先しますし、
現在はそういった方の相談員です。

私には現在も１億円の負債は残っています。

残念ながら、国内において法律のプロフェッショナルから法律の本当の事を聞く環境はありません。

ですのでこうして多重債務者が経験やその後得た知識をもとに本当の事をこのマニュアルでお話ししています。

------第１章　時効について------

借金に時効があるのをご存知の方はいますか？

これからの私の話は愚直なまでに国内法に基づいてます。

Google で検索すると 541,000 件出て来ます。

これだけポピュラーな法律なんです。

一般に個人間でのお金の貸し借りは返済をやめてから 10 年で時効と民法で決まってます。

これはごくまれに TV で言う事があります。

TV で絶対に放送しない借金の時効条項がもう一つあります。

貸金業者での借金の時効です。

これは 5 年です。

絶対に TV では言いません。

なぜかと言うと、TV を放送するスポンサーの会社だからです。

銀行からお金を借りて、回す都合上、
銀行に不利な情報は出せません。

事実を歪曲して放送する事は放送倫理に反しますが、
都合の悪い事を差し引いて放送する事は放送倫理に反しません。

これは道義的責任は別にして、
借金や資金繰りに困ってる人達にとっては有利な情報なのではないでしょうか？

そして、現在国内には約 4 万人の弁護士さんがいます。

普通に考えて、この事項事項を知らない弁護士はいません。

でもこれをクライアントに教える弁護士さんはいません。

ですので皆様方の相談相手では無いのではないでしょうか？

弁護士さんが破産を勧めるのにはメリットがあります。

破産で得られるメリットとは「返せ、返せ」と言われなくなる事。

これしかありません。

このひとつが欲しいが故に高いお金を弁護士に払って破産する人が大多数です。

でも破産しても納税義務は消えません。

「返せ、返せ」とは言われなくなっても、
「納めろ、納めろ」とは言われ続けます。

弁護士に相談に行くと「税金は頑張って納めましょう」と言われます。

どうやって頑張るのでしょう？

身ぐるみを全部はがされないと破産はできません。

身ぐるみを全部はがされて、
お勤めした差し引き支給額で給料をもらって、
さらに滞納した税金を「頑張って払え」と言います。

その上で、あなたに聞きますが税金に時効があるのをご存知ですか？

国税庁の HP に記載があります。

国税通則法第 2 章第 6 節
https://www.nta.go.jp/ntc/kouhon/tuusoku/pdf/02-2.pdf#page=4

「国税の納税義務は、5年の消滅時効の完成により時効の援用を要せず、絶対的に消滅する」

援用とは。。。公的に「払いません、払いません」と宣言する事です。

つまり、、、本税と延滞税を 5 年間払わなかったら時効なんです。

これは良いとか悪いじゃなく、法律で決まってます。

道義的責任は別にして、これは社会的弱者（お金の無い人）にとっては有利な法律ではないでしょうか？

これを知らない弁護士さんもいません。

でもこれを教える弁護士さんもいません。

だから困っているあなた方の相談相手ではありません。

弁護士は「時効を狙うなんて道義的責任を感じた事は無いのか？」と私に言います。

では破産したら道義的責任はなくなるのでしょうか？

なくなりませんよね。

破産は債権者には恨まれ、家族や従業員は悲しみます。

私のノウハウは債権者には恨まれますが、
仕事や事業はそのまま続けられるので家族や従業員は笑います。

だから「優先順位を考えましょう」と私は言うのです。

私の知り合いの社長にもこういう風に言う方がいます。

「私は銀行にリスケなんてした事ありません。延滞もありません。」

でも取引業者 7 社に 2 千万円の未払いがありました。

順番が逆ですよね。

銀行に 1 億円払わなくても銀行は絶対に潰れません。

でも取引業者に 100 万円の不渡りがあったらその会社は潰れる可能性があります。

お客様や業者がいないと商売はできません。

でも銀行は無くても商売はできます。

だからあなたが思いがけず有事でしんどくなった時に、
縁を切るべきは銀行なんです。

銀行と言うと断定的なので貸金業者全般といったほうが良いでしょう。

------第 2 章　融資は投資------

ここであなたにお聞きします。

あなたは投資の経験はありますか？

不動産・株・FX。。。なんでも構いません。

あなたが投資をしようと思った時の思考回路を確認させてください。

自分の持っているお金をその商品に投下して、上手に運用して、
利ざやをはねようと思ったから投資したのではないでしょうか？

そうですよね。

でも失敗して利ざやを生まなかったり、損した場合の失敗の責任は誰にあるのでしょう？

普通に考えれば自己責任ですよね。

投資の失敗は自己責任です。

では似た様な話をします。

あなたが事業を始めるのに銀行に融資を申し出たとします。

銀行員の立場で考えましょう。

あなたに融資をして、何年後かに元金が返って来て、
その上に利息が上乗せされ返って来ると思うから融資を行うんですよね？

この思惑が外れて利ざやを生まなかった失敗の責任は誰にあるのでしょう？

融資は銀行が行う投資行為です。

だから我々が投資に失敗した時は自己責任であるように、
銀行が融資と言う名の投資をした時の失敗の責任は銀行にあります。

だから借入金が返済できなかったことに対して取り締まる法律はありません。

お金を返せなくて逮捕された話を聞いた事がありますか？（笑）

だから借金には時効があるんです。

「融資は投資」なんです。

------第 3 章　債務整理の歪んだ真実------

世間一般で言う「債務整理」と言うのは私に言わせれば全く意味の分からないものです。

貸した側が悪いという法律が定義づけられてるのに、
責任を負うのは借りた側なんです。

日本国憲法第 14 条で「法の下の平等」と決まっています。

悪い事をすれば逮捕されますが、
1 億円近い多重債務者である私は、悪い事をしてないので逮捕されてません（笑）

債権者（貸した側）と債務者（借りた側）、どちらが法的に強いでしょうか？

ほとんどの方が貸した側が強いとお考えです。

しかし、日本の法律ではメチャクチャ借りた側が強いんです。

あなたは不動産投資をやられた事がありますか？

3,000 万円のマンションを買いました。

30 年ローンで月々の返済は 10 万円です。

このマンションに第三者を住ませて 15 万円の家賃をもらって、
5 万円の利ざやを得る事がマンション投資ですよね。

その後、周辺環境や経年劣化により家賃が 7 万円になり逆ザヤを生みました。

3,000 万円で始まったローンがまだ 2,000 万円残ってます。

利ざやを生まなくなったマンションをあなたは手放そうと考えます。

マンションの評価が 800 万円でした。

このシチュエーションだと 1,200 万円の借金が残りますね。

これを弁護士に相談に行くと、
ほぼ 100%「破産しましょう」と言われます。

でも私は国内法によって、その 1,200 万円は残らないと言ってるのです。

会計法という法律があります。

銀行が債務者から担保物件を差し押さえて、
これを売却して、換金してしまった後の残債は無担保状態になった不良債権として、
期中に損金計上しなければいけないと定められてます。

普通の業界で不良債権は決算をまたいでも繰り越しますが、
金融の世界ではそれをやってはいけません。

へんてこな法律に思われるかもしれませんが、
今度はちょっと言い方を変えてみますね。

そもそも、銀行は担保の価値の範囲内で融資をする。。。

担保内融資は彼らにとっては基本中の基本です。

時を経て、彼らの予想以上にこの担保の価値が落ちてしまった事は、
貸金業者の見込み違いを債務者側が補う必要はないというのがこの会計法です。

だから「融資は投資」なんです。

私が言いたいのは「担保物件を手放せば、全ての人間が無借金になれる」という事なんです。

担保物件を手放して、銀行の決算日を過ぎれば彼らの帳面上に 1,200 万円の債権は残っていませんし、
仮に彼らがそれは残っていると主張したなら、
それは粉飾決算になります。

担保物件を手放せば無借金になりますが、
破産はそれ以外の財産もほとんど全て手放さないといけません。

それ程の覚悟があるなら、
なおさら自己破産しなくていいと思います。

だから私は「自己破産させない本舗」を名乗っているのです。

次に、、、世間一般で言う「債務整理」がいかに人の助けになってないかを統計値で見ていきます。

こちらが厚生労働省と警察庁が発表した国内の自殺者数の推移です。

1998 年から 14 年連続して自殺者数が 3 万人を切っていません。

そして 2012 年から 3 万人を割っています。

これには明確な理由があります。

中小企業金融円滑化法という法律があります。

民主党政権だった時に、当時、金融担当大臣の亀井静香さんが肝入りで作った法律です。

別名「モラトリアム法」と言います。

中小企業が金融機関に対してリスケの申し出をした場合、
金融機関はなるだけ簡素かつ積極的に応じなければいけないという法律です。

2009 年に成立しました。

現在、個人事業主と未稼働の中小企業を合わせると約 420 万社あります。

現状 40 万社ほどがリスケしてます。

今までのロジックでしたら資金繰りが頓挫して破綻していた企業が、
リスケを今まで応じなかった銀行が応じる様になり、
死んでいたはずの企業が生きながらえた事によって、
自殺を選択する方々が減ったのです。

それでは 1998 年からの 3 万人を超えてる時期の分析をします。

3 万人の中の大体 50%が病気を苦に自殺をしています。

残りのうち 25%が人間関係を苦にしての自殺です。

そして 17%が経済的理由とされています。

私が 17%の為に仕事をしているのかというと全然違います。

50%の病気の中の 6 割は「うつ」です。

うつに至った理由の約半分が借金問題です。

そして 25%の人間関係の中の約 7 割がお金の貸し借りによるものです。

そうすると 3 万人の中の約 6 割はお金絡みで死んでる事は間違いありません。

3 万人は死に切れた、いわゆる「既遂者」です。

「未遂者」は統計的に既遂者の 9.7 倍いると言われてます。

約 18 万人ですね。

1 年は 365 日です。毎日 500 人近くが、日本のどこかで自殺を考えている人がいます。

この比率は世界的に見てもロシアに次いで 2 番目の高さです。

衝撃的な数字です。

次にこのデータをご覧ください。

（西暦）	（個人破産）	（個人以外＝法人等）
１９９０年	１１，４８０件	９８８件
１９９５年	４３，６４９件	２，８３８件
２０００年	１３９，５９０件	６，２６８件
２００２年	２１４，９９６件	９，４７１件
２００３年	**２４２，８４９件**	８，９５１件
２００４年	２１１，８６０件	８，４０１件
２００５年	１８４，９２３件	８，２５６件
２００６年	１６６，３３９件	８，５２２件
２００７年	１４８，５２４件	９，３６５件
２００８年	１２９，８８３件	１１，０５８件
２００９年	１２６，５３３件	**１１，４２４件**
２０１０年	１２１，１５０件	１０，２２０件

最高裁が発表した自己破産申請件数の推移です。

1995 年から比較すると 2000 年以降数倍に増加してます。

これには明確な理由があります。

1999 年に司法制度改革がありました。

国内の弁護士の数が足らないので、
国策で増やしましょうと閣議決定したのが 1999 年です。

翌年の 2000 年に 22,000 人だった弁護士さんは、
2010 年ごろに 37,000 人になりました。

この同じ約 10 年間で刑事訴訟・民事訴訟合わせた合計の訴訟件数は減ってます。

要は規制緩和により業界に秋風が吹きました。

そしてそれに危機感をいだいた一部の弁護士により、
債務整理の TVCM が始まりました。

それで自己破産の件数が一気に増えました。

自己破産申請件数と自殺者数は完全に連動してます。

残念ながら債務整理という手法が困ってる人の助けになってないのは明白です。

------第 4 章　具体的行動------

それでは具体的に取るべき行動についてご説明致します。

たとえば、あなたが誰かにお金を貸したとします。

返済期限が来ても相手からは一向に連絡が来ません。

あなたは相手に電話をします。

何度電話しても相手は電話にも出ません。

あなたならどうしますか？

家に行くという答えがあります。

相手の家には何時に行きますか？

19 時であればセーフです。

20 時でしたらあなたがアウトです。

債権者の回収行為は 8～20 時と決まっています。

20 時に行ったら不当回収で法律違反です。

「夜討ち朝駆け」という言葉がありますが、あれは死語です。

国内法においてはできません。

では昼間に相手の家に行ったら相手がいたとします。

あなたは「お金を返せ」と言いますよね。

相手は「お金は無いから返って欲しい。近所迷惑だから大きい声を出さないでね。」と言ったとします。

お金が返ってこないからあなたは相手の玄関先に居座ったとします。

その時点であなたは不法占拠です。

あなたが逮捕されます。

あなたは相手の態度が気に入らなくて相手を殴ったとします。

それは傷害罪です。

それよりも何よりもあなたが相手の家に行き、
相手が「怖い、また来た!!」と思った時点で、
あなたのやってる事は「威迫行為」です。

いずれも法律違反です。

これらを踏まえて、法律で認められた債権者のできる回収行為は、
主に 4 つしかありません。

①不動産の差押え
②保険の差押え
③現金の差押え
④督促状

①不動産の差押え

債権者に不動産を差し押さえてもらいます。

競売で売れば費用は債権者持ちです。

任意売却で売れば費用や売れなかった時のリスクは債務者持ちです。

債権者が差し押さえて売れば、法律上は弁済行為です。

そして、その物件を買う人間が我々の息のかかった人間ではいけないという法律はありません。
例えば、親戚や知り合いに自分の競売にかかった物件を買ってもらい、
買った人があなたと賃貸契約を結ぶ形も取れます。

そうすれば名義は変われどその家に住み続ける事ができます。

これをリースバックといいます。

ここで補足します。

「家を取られたくない」と思う方は多いはずです。

でも考えてみてください。

住宅ローン中の登記上の所有者は金融機関です。

元々あなたの家ではないので、ローンの支払いが滞れば一発で差し押さえられてしまいます。

②保険の差押え

一般的に被保険者があなたで契約者があなたであるから、
あなたの財産として差し押さえられます。

被保険者をあなたのままで、
契約者を家族に変えてしまえば詐害行為にはなりません。

そして契約者にあなたが現金で保険料を支払うだけです。

③現金の差押え

現金の差押えとは銀行口座の差押えです。

口座差押えの仕組みと定義が分かると、
差押えをさせない手立てが生まれます。

あなたがどこの銀行のどこの支店に口座を持っているかという事を、
あなたが言わない限り、その情報を全て把握できるのはあなた以外にあり得ません。

なぜかというと銀行間や同じ銀行の支店間で顧客情報のやり取りはあり得ないからです。

そうすると債権を持った銀行はあなたの預貯金を差し押さえようとすると、
「大体この辺」という具合にエリアで差し押えをかけます。

そのエリアは現住所や職場の住所です。

範囲は住所より 25km 圏内と目安です。

その範囲外の支店に口座があれば差し押さえられる事はありません。

要はメイン銀行に自分の動きを察知させない事が大事です。

これが差し押えの仕組みです。

続いて差し押えの定義についてご説明致します。

銀行が裁判所を通じてあなたの口座を 10 時に差し押さえたとします。

その 10 時時点に口座にあったお金は差し押さえられます。

しかし、その後の入出金は普通に可能です。

ですので、差押があったからと言って、銀行口座が凍結する訳ではありません。

口座に残っているお金が差押をかけられますから、
口座にお金を残しておかなければ良いだけです。

「何にも無い」というのは法的に最強です。

近親者であっても保証人でない人間に銀行があなたの債務を請求する事は「第三者請求」といい
法律違反です。

日本の保証人制度はおかしいものです。

G8（先進 8 ヶ国）で保証人制度があるのは日本だけです。

「銀行が決めた金額を」
「銀行が決めた日に」
「銀行が決めた利息で」
「銀行が指定した口座で」
「銀行の審査によって」
融資は実行されます。

ここにあなたや保証人の決裁権はありません。

この「銀行が決めた融資」を全然知らずに判子を押してしまった第三者に責任が転嫁できる。。。

これが保証人制度です。

世界的にはナンセンスです。

こんなものがあるが故に日本の自殺率は先進国の中で最悪なんです。

私は「借りた金は返すな」と言いたいのではありません。

私が言いたいのは「死ぬ事は無い」と言いたいのです。

「優先順を考えてください」と言いたいのです。

守るべきものは家族ですか？　銀行ですか？

決まったお金の量でどちらを守るのか冷静に考えれば自ずと答えは出て来るはずです。

でも現実は銀行への返済を優先される方がほとんどです。

日本以外の先進7ヶ国では貸した側にも責任があると考えるのが世界のスタンダードです。

実は最近になって日本もそういう動きがあります。

http://www.kashitesekinin.net/

この中にパンフレットがあるのでご覧ください。

私はこのマニュアルの冒頭で、
「無担保状態になった不良債権は期中で損金計上する」という話をしました。

銀行には「損金計上の仕方」があります。

銀行は関連会社に必ず「債権回収会社」というのを持っています。

俗にいう「サービサー」です。

銀行はサービサーに不良債権をなんと!! 1,000 円で売ります。

数億の不良債権であっても一律 1,000 円です。

このパンフレットに記載があります。
http://kashitesekinin.net/panf4
（P11 ご参照）

＝＝＝以下パンフレットの抜粋＝＝＝

(7)金融サービサー法の改正

銀行債務の取立てが、実は非常に理不尽な仕組みで行われるケースがあるのを御存知ですか？

銀行は無担保の不良債権を、一律 1000 円程度で「取立て会社」であるRCCやサービサーと呼ばれる会社に売却しています。

しかし、こうした回収会社は、債務者に当初の債権の額面通りの請求ができてしまうのです。

例えば 5000 万円の債権を回収会社が 1000 円で買って、
後は、連帯保証人の個人資産などから回収した分がそっくりそのまま彼らの懐に入るのです。

にもかかわらず、回収会社も銀行も、不良債権がいくらで売買されたか、開示する必要がないのです。

しかし、5000 万円の債権を 1000 円で買っていることを隠したがるのは、
その落差があまりに激しく、回収会社自身もよくないことをしていると考えているからです。

仮に 500 万円を回収できたとしたら、元手の 5000 倍の利益です。

これほど暴利の商売が許されるのでしょうか？

私たちは、債権が売買される際は、債務者に売却価格が開示されるよう、金融サービサー法の改正を求めています。
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

こんな歪んだ実態は普通のビジネスでは考えられません。
これを知らずに死んでいく人もいます。

他にも借金を昇華させる事項があります。

代理人請求です。

弁護士に代理人だけやってもらう事です。

月々1～2 万円だけ払えばやってくれます。

そうすると銀行の請求はその弁護士に行くようになります。

それだけで結構です。

あなたが法人を持っているのであれば第二会社を作る事も対策のひとつです。

あなたの会社が資金繰りがしんどくなった時、
営業利益はプラスなのに元金や利息の返済で資金繰りが追い付かなくなった時、
その会社の社長をあなたがおりて、
保証人でない近親者をその会社の社長にします。

そしてあなたは別の会社を作ります。

今ある事業をその新会社に譲渡します。

そうすると前の会社は「借金のある実体のない会社」になります。

新会社は「借金の無い実体のある会社」になります。

その前の会社で時効を狙ったり、サービサー決済を実行します。

これが第二会社方式です。

皆さんご存知の日本航空（JAL）もこの方式です。

踏み倒しです（笑）

でも踏み倒した時の社長は稲森氏です。

経営の神様ですね。

大企業でできるのであれば中小企業もできて当然です。

大手スーパー「ダイエー」がありますね。

ダイエーの創業者は中内功氏ですね。

ダイエーは経営不振に陥って、
その後を引き継いだ社長が林文子氏という方です。

人員削減・店舗整理など色々されました。

それでも有利子負債が残ったので林氏は銀行に債権放棄を要請しました。

債権放棄というとカッコ良いですが、
事実上の「踏み倒し」です。

では林文子氏が道義的責任を問われてるでしょうか？

林文子氏は現在、横浜市長です。

踏み倒しを行ってるにも関わらず道義的責任は問われてないですよね？

もうひとつ例を挙げます。

日産自動車です。

経営不振に陥って関連会社のルノーからゴーン氏が呼ばれました。

ゴーン氏の異名は「コストカッター」です。

日産自動車は本社を売却しました。

座間工場も売却しました。

それでも有利子負債は残りました。

彼は「リバイバルプラン」というのを作り、1 年半で V 字回復させました。

そのリバイバルプランの、再生の財源のほとんどは銀行に対する債権放棄です。

これも踏み倒しですね。

ゴーン氏が言う「コスト」とは元金と利息の事です。

この様に上場している大企業が 1 年や 2 年で再生する財源のほとんどは、
元金と利息の踏み倒しから始まってます。

日本国憲法第 14 条「法の下の平等」。。。

大企業ができる事は中小企業もできます。

既に私もやりました。

だから死ぬ必要もないですし、家族を痩せさせてまで銀行に払う必要はありません。

債務整理やリスケなどせずに堂々と返済を止めるべきです。

国内法は借りるまでは貸す側が強いですが、
借りてしまえば借りたほうが強いんです。

------さいごに------

私がこれまで話してきた事は、
あなたが万が一、最悪の状況になった時でも安心して生活できる方策です。

もしこれに近い状態、もしくは陥りそうな時は遠慮なくご購入者専用 LINE にご連絡ください。

もしくは 「@wue4293y」 を検索（@を忘れずに）

あなたに寄り添う事で 1 人でも自殺者をなくす事が私の願いです。

最後にもう一度言います。

「自己破産しちゃダメ!!」

「自殺はもっとしちゃダメ!!」

これまでお付き合いいただきありがとうございます。